

神 shin 調 cyo 報 hou


2023

2023 No.437



土地家屋調査士

ひと・とち・みらい はーもにー

 神奈川県土地家屋調査士会
<https://kanagawa-chousashi.or.jp>

目次

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

新年挨拶	1
通知・通達（抜粋）	6
神調マイク口錘求	12
新入会員一覧	13
退会会員一覧	16
広報部よりお知らせ	17
編集後記	18
会員異動	19

表紙

『小田原ちょうちんまつり』

写真 県西支部 小田 靖、文 県西支部広報員 青木 一高

小田原で生まれた「小田原ちょうちん」にまつわるお祭り、5年ぶりの開催（過去4年は台風接近と新型コロナの影響により中止）となりましたが、久しぶりに盛り上がるイベントとなりました。写真は、わっしょいわっしょいの掛け声とともに小田原城址公園内を勇壮に練り歩く迫力満点の神輿と、小学生が手作りしたちょうちんの展示です。



新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士会
会長 大竹 正 晃

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、日頃より会務運営へのご理解ご協力いただき感謝申し上げます。令和元年5月の定時総会において会長に就任し、約3年半会務運営を行ってきましたが、それまで当たり前に行われてきた対面による研修会や各種会議等について、ウェブ等を利用した開催、或いは中止の判断を迫られるなど、私の記憶の中には、新型コロナウイルス感染拡大に対する対応に追われた日々の印象が強く思い出されます。

そのような中で、土地家屋調査士法の改正・所有者不明土地問題をきっかけに、民法・土地基本法等の様々な改正が行われ、昨年は業務取扱要領の運用開始・筆界確認情報に関する指針が発出され、それに伴う土地建物実地調査要領が改定されました。すべての調査士にとって重要なことです。研修会等も実施しておりますが、これで十分とは考えておりません。会員の皆様には、連合会のeラーニング等を活用し積極的な情報収集をしていただきたいと思います。昔はゆっくりとした変化であったことから、これに対応するため会が会員に向けて研修会等により情報提供を行うことができました。しかしながら近年の急激な変化では、研修会のみでは十分な情報提供を行うことは困難であります。これからの調査士は時代の変化に対応できないと、生き残れない

時代と考えるべきであり、そのためには本会の行う研修会だけでなく、自ら積極的に情報を得なければならないと思います。今後予定されているのは所有者不明不動産にかかる新たな財産管理人制度に向け、調査士がその一端を担えるように備えることが必要と考えております。そのためにも、会員の皆様には、積極的な情報収集を意識していただきたいと思います。

土地家屋調査士報酬額算定参考資料が、約20年ぶりに改訂されました。土地家屋調査士の報酬はあくまでも自由ではありますが、受託した業務について1つ1つ慎重に行うべき作業があり、これらについて責任をもって行うためにはそれぞれの項目に適正な単価を設定することにより、適正な報酬額を計算することができます。これを軽視することが、報酬額の低廉化を招く1つの原因と考えます。毎年、新年の挨拶で同じことを書いておりますが、正しい業務を行い適正な報酬を得ることが土地家屋調査士の未来を支えることになると考えます。

今後も調査士制度が益々発展することを期待し、会務運営を行ってまいりますので、宜しく願い申し上げます。新しい年が、会員の皆様、また会員の御家族の皆様にとって、健康で充実した良い年となることを祈念いたしまして、私からの年頭の挨拶とさせていただきます。本年もどうぞ、よろしく願いいたします。



新年の御挨拶

横浜地方法務局
局長 古 谷 剛 司

明けましておめでとうございます。

神奈川県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、会員の皆様には、日頃から法務行政、取り分け、表示に関する登記の適正かつ円滑な遂行につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和2年以来、新型コロナウイルス感染症の拡大は国民生活に多大な影響を及ぼしてきたところですが、ワクチンや経口薬といった対策の進展とともに多くの関係者の尽力により、社会経済活動の平常化に向けた取組が実を結びつつあります。感染症との闘いはなお続いておりますが、社会経済活動の基盤となる業務を担う法務局も、引き続き感染症対策を徹底し、不動産登記をはじめとする社会インフラを確実に維持することができるよう、職員一同努力していく所存ですので、本年もよろしく願い申し上げます。

さて、年の初めに当たり、法務局を取り巻く幾つかの課題につきまして、述べさせていただきます。

第一に、所有者不明土地の解消に向けた

施策についてです。これは政府全体の極めて重要な政策課題であり、我が国が人口減少・超高齢社会、相続多発時代を迎えようとする中、社会全体の生産性を向上させるためにも喫緊の課題とされています。令和3年4月28日に公布された「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」では、所有者不明土地の「発生予防」と、既に発生している所有者不明土地の「利用の円滑化」の両面から民事基本法制の見直しが行われ、本年4月から所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度の創設を始めとする改正民法や相続土地国庫帰属制度が、令和6年4月から相続登記の申請義務化が施行される予定です。当局としましては、これらの制度の円滑な運用に向けて、今後、貴会との協力・連携を深めつつ、事務処理体制の構築等を行ってまいります。また、以前から会員の皆様に所有者等探索委員として御尽力をいただきながら実施しております表題部所有者不明土地の解消作業や長期間相続登記が未了となっている土地の解消作業など、既にある所有者不明土地を解消するための取組についても積極的に進め

ていく所存ですので、引き続き、会員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

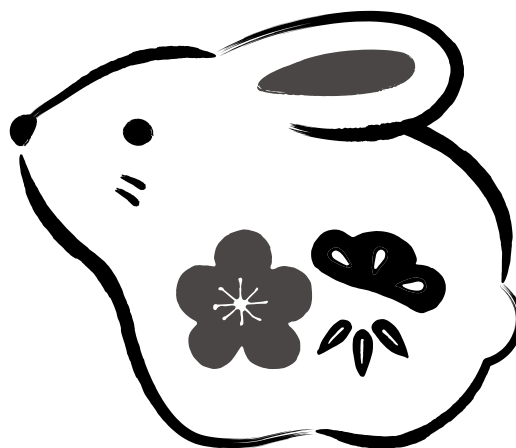
第二に、表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについてです。法務省民事局において、昨年4月14日付けで「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」が定められたことに伴い、貴会と協議の上、当局の土地建物実地調査要領を改正し、昨年9月12日から運用を開始いたしました。同要領は、会員の皆様と当局職員とが共通の認識をもって取り扱うべきものであり、表示に関する登記の適正迅速な事務処理遂行のため、貴会とのますますの連携が重要となりますので、よろしくようお願い申し上げます。

第三に、筆界特定制度についてです。制度発足から17年目を迎え、当局における申請手続件数は全国の中でも高い水準を維持しておりますが、会員の皆様には筆界調査

委員として、また、申請代理人として御尽力いただいているところです。今後とも、貴会ADRとの連携も意識しながら、本制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいります。

第四に、オンライン登記申請の利用促進についてです。かねてより、会員の皆様に御協力をお願いしてきたところですが、オンライン申請の利用は「新しい生活様式」に合致するものであるとともに、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会を推進する観点からも、行政のデジタル化は避けて通れないものといえます。会員の皆様にはオンラインによる登記申請により一層の御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝と御活躍を心から御祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。





新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士政治連盟

会長 上 田 尚 彦

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には日頃から政治連盟の諸活動にご理解とご協力を賜わりまして誠にありがとうございます。

本年も引き続き土地家屋調査士の知名度の向上、地位の向上、業務の拡大等土地家屋調査士制度の発展を目指して本会と連携して活動してまいります。

令和4年の賀詞交歓会は、コロナ禍の影響により、残念ながら延期になりました。しかしながら大竹会長と理事会の皆様のご理解とご協力をいただき、「初夏交礼会」として開催し、180名強の議員の皆様に参加いただきました。全国の各都道府県の賀詞交歓会においての議員の参加人数の10倍近い数の参加者です。予算要望ヒアリングや勉強会で「土地家屋調査士の話を聞きたい」と多くの議員の皆様の声をかけていただいております。また、県庁のご推薦をいただきまして、サンデー毎日に「空家等対策と不動産の終活・境界確定」に関して取材をされまして、4ページにわたり掲載されました。

一、選挙に関して

参議院議員選挙が主な選挙でした。今回の総選挙も・出陣式・第1声・マイク納め・開票速報時の選挙事務所訪問に関して政治連盟役員が参加しました。今も、多くの議員関係の皆様から感謝の声と高い評価をいただいております。

二、予算要望ヒアリングに関して

昨年はほぼ通常通り開催されました。新規の要望をふくめ各党議員団の皆様とみっちり話し合うことができました。益々「国と地方公共団体の制度と密接に関連している土地家屋調査士」「所有者不明土地をはじめとする新しい制度に密接に関連している土地家屋調査士」というご理解を深めております。また、さらに「土地家屋調査士の現場力」をご理解いただけたと思います。

三、要望等に関して

続々と要望が実現されました。

①境界問題相談センターかながわの案内・チラシを神奈川県内の警察署に設置が実現(神奈川県)境界紛争が原因で殺人事件殺人未遂事件が全国で発生しています。犯罪を未然に防ぐ方策の一つとして境界問題相談センターかながわのチラシを置いてもらう事になりました。

②狭あい道路拡幅制度が境界確定・分筆登記・所有権移転を市の費用で実施化(横須賀市)

③「土地家屋調査士業務」が入札区分として新設。「最低制限価格」に関して猶予期間を設けて実績により導入(川崎市)

④道路境界調査申請における「立会い同意書」に関して、「向こう三軒両隣すべてから取り付ける必要がない(但し要努力)」と正式回答(今まで担当者によって曖昧でした。本会からの要望)(横浜市)

⑤相模原市と合併する以前に、津久井4町で処理された道路の境界確定図などの資料の整理、デジタル化を推進(相模原市)

⑥市が発注する土地家屋調査士業務に関して、最低制限価格の導入(小田原市)

⑦「所有者不明土地」「土地基本法の改正」「災害対策」等の議員勉強会、自治体職員勉強会の実施(横浜市、川崎市、藤沢市、小田原市、綾瀬市)

⑧土地家屋調査士が関係する自治体の事務手続に関して、現場の立場から改善要望を出し、改善される方向にすすむ自治体が複数ありました。

本年も「土地家屋調査士党」として、公共団体に対して民間に対して活動をすすめていきたいと思っております。

まだまだ道半ばではございますが、より良き実現にむけて粘り強く提案してまいります。何卒引き続きのご指導、ご協力をお願いいたします。

今後とも、本会、支部、会員の皆様のお力を頂戴して活動に邁進してまいります。より多くの皆様の政治連盟の加入を心よりお待ちしております。

つたない挨拶文ではございますが、最後までお読みいただき誠にありがとうございました。



新年の御挨拶

境界問題相談センターかながわ
センター長 西 田 貴 磨

みなさま、新年明けましておめでとうございます。「新型コロナ」を耳にする機会が少しずつ減ってきたかな、と思っていたら、「ウクライナ」「超円高」と、まあ次から次へと出てくるものです。そろそろ月が落ちてくるかもしれません。

境界問題相談センターかながわの運営に深く連携いただいている横浜地方法務局筆界特定室、また運営を協働いただいている神奈川県弁護士会におかれましては、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、当センターを支えてくださる神奈川県土地家屋調査士会の会員の皆様、そして当センターそのものである相談員及び調停員の皆様にも深謝申し上げます。本年もよろしく願いいたします。

神奈川県土地家屋調査士会をはじめとして、全国のすべての調査士会に相談センターは設置されています。なぜなのか。これは私たち土地家屋調査士の職域拡大に対応するためでした。

土地家屋調査士法の改正により、私たちはADR代理業務を手中にしました。ご承知のとおり、弁護士との共同受任という条件はあるものの、特別研修を修了し、法務大臣の認定を取得すれば、本人に代わって相手方と交渉ができるというものです。ただ、その活躍の場は「紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理（調査士法第3条第1項七号）」に限定されています。つまり代理権を行使する場を作らなくてはならなかったのです。せっかく代理権を取得したのに活躍の場がなくては意味

がないので、すべての調査士会に設立されたわけです。

ここで「認定調査士」の話をします。特別研修を修了し、ADRの代理権資格は認定されたものの、それを行使する機会がない、つまり、お金にならない、という理由で、特別研修に興味がない調査士が数多くいます。調査士が扱うのは筆界だから、「所有権界」は関係ない、という理由も聞きます。

それ、本当に大丈夫ですか？

筆界と所有権界が峻別されているのであれば、境界立会の必要性は限りなく低くなります。でも実際にはそうではない。所有権界をもって筆界を推認するという法理が行き届いているからです。つまり、私たちが扱うのは筆界だけれども、所有権界にそっぽを向くわけにはいかないのです。ということは、私たち自身が所有権界をめぐる争いに巻き込まれる可能性もある。そうなったときに、「あなたは特別研修すらも修了せずに、立会業務をしていたのですか？」と言われたらどうしましょう。

まだ間に合います。すぐに特別研修を修了し、法務大臣に認定してもらいましょう。

なお、当センターでは、研修会等にてお伝えしているとおり、業務で直面した越境物の覚書の作成について、認定調査士に限りお手伝いする手続きを整備しました。ご活用ください。

本年のみなさまの益々のご発展と、たいらかで和やかな世の中を祈念して、新年のご挨拶といたします。

通知・通達（抜粋）

令和3年11月～令和4年10月

FネットNo. 829
神調総発第389号
令和4年3月16日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会長 大竹正晃(印省略)

戸籍謄本等職務上請求書用紙の取扱いについて

日本土地家屋調査士会連合会の土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）に基づき、神奈川県土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程が一部変更承認されました。（令和4年3月15日理事会承認、令和4年4月1日施行）

令和4年4月1日より職務上請求書の購入に際しましては申込書、誓約書、職務上請求書控綴込帳の他に使用簿の写しの提示も必要となりますのでご注意ください。

参考

（職務上請求書の購入）

第11条 会員は、職務上請求書を購入するときは、戸籍謄本等職務上請求書購入申込書（別紙第3号様式。以下「職務上請求書購入申込書」という。）に所定の事項を記載して本会に提出するとともに、職務上請求書控綴込帳及び使用簿の写しを提示しなければならない。

職務上請求書使用簿のエクセルファイルは、本会ホームページ「会員の広場」内、■用紙等購入「戸籍謄本等職務上請求書」内に掲載されております。



左のコードをお読み取りいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

F ネット No. 835
神調業発第4006号
令和4年4月22日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃(印省略)

「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」について（お知らせ）

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より通知がありましたので、参考までにお知らせいたします。

なお、別紙1から別紙4につきましては、ホームページに掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。

本通達に係る取扱いについては、本会と横浜地方法務局と協議をした上で、改めて会員周知を予定しておりますので、会員各位におかれましては、本指針の参考通知の趣旨と上記事情をご理解いただき、本指針に関する各登記所への問い合わせ等をご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

記

〈令和4年4月15日付 日調連発第12号通知抜粋〉

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」について（通知）

平素から当連合会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

標記について、法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長へ、筆界確認情報を得ることが困難な場合においても、円滑な不動産取引を可能にすることを目的とした通達（別紙1）が発出されました。これに伴い、法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長へ、通達に係る取扱いの詳細について依命通知（別紙2）が発出され、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」（別紙3）を定めた旨及びフローチャートと略語・用語一覧（別紙4）を作成した旨の連絡がありましたので通知します。

本通達に係る取扱いについては、本年9月までに各土地家屋調査士会と管轄する法務局又は地方法務局において、運用の細部を協議の上、同局に備え付けられている要領の改訂を行うこととされております。



左のコードをお読み取りいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

2 / 6

F ネット No. 839
神調業発第4013号
令和4年5月19日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃 (印省略)

「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」に係る取扱いについて（お知らせ）

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、別添1から別添3につきましては、ホームページに掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。

別添1から別添3を会員が自身のウェブサイトやSNS等により、第三者に情報を公開することのないよう、情報の取扱いについては十分ご留意願います。

この通知および別添資料は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」-「■お知らせ」-「通知・通達」-「日調連、民事局、法務局」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。



左のコードをお読み取りいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

F ネット No.847
神調業発第4028号
令和4年6月29日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃(印省略)

建物の床面積の算定における階段部分の上階床面積への算入等の 取扱いについて（お知らせ）

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

なお、本事務連絡前に実行された登記については、更正を要するものではないことを申し添えます。

また、平成29年3月14日付の神調業発第4084号「平成28年度表示登記適正処理委員会における協議結果について（通知）のお知らせ」で通知している「階段部分の床面積算入の可否について」で示す②のケースの場合は、この事務連絡を受け床面積に算入することとなりますので、会員各位におかれましては、十分にご留意いただけますようお願い申し上げます。

記

<令和4年6月27日付 日調連発第92号通知>

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

建物の床面積の算定における階段部分の上階床面積への算入等の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、貴会所属の会員に周知いただきますようお願いいたします。



左のコードをお読み取りいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

4 / 6

F ネット No. 859
神調業発第4044号
令和4年8月19日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃(印省略)

「横浜地方法務局 土地建物実地調査要領」について（お知らせ）

標記について、横浜地方法務局土地建物実地調査要領が令和4年8月8日付け不第221号横浜地方法務局長通達により改正され、同日、首席登記官、支局長、出張所長に通知されましたので、お知らせいたします。

この要領は令和4年9月12日より施行されます。

土地建物実地調査要領につきましては、令和4年9月7日の会員・一般研修会の会場にて冊子として会員へ配付し、当日来場されなかった会員におかれましては、後日、事務所宛に送付を予定しておりますので、会員各位におかれましては、内容確認のうえ業務を行うようお願いいたします。

この通知および資料は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」-「■お知らせ」-「通知・通達」-「法務局」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。



左のコードをお読み取りいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

日 調 連 発 第 1 8 9 号
令 和 4 年 1 0 月 1 1 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」の
取扱いについて（お知らせ）

標記指針の取扱いにつきましては、本年6月9日付け日調連発第75号をもって、法務省のウェブサイト「あなたと家族をつなぐ相続登記 ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」(下記URL)が公開された旨お知らせしたところですが、この度、同ウェブサイト上に別添のとおり「所有者不明土地対策のための筆界認定に関する表示登記の運用見直し」に関する資料が公開されましたので、貴会所属の会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 法務省 あなたと家族をつなぐ相続登記 ～相続登記・遺産分割を進めましょう～
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html#mokuji6



左のコードをお読み取りいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

6 / 6

神奈川県作成「神調マイクロ錘球」大好評につき第2段の販売決定！！
令和5年2月頃販売予定。 仕様：真鍮製 6Φ×150mm。

神調マイクロ錘球

※販売に関する詳細は後日お知らせ致します。（R04.12月時点の情報。）

めざせ！甲0の精度の世界！！

昨今の測量では最先端技術であるGNSS、UAV（ドローン）や地上3Dスキャナ等が使われロボットが測量に関与している時代となった。

しかし、まだまだ一筆地測量ではTS（トータルステーション）の精度がナンバー1である。

TSは筆界点を測量するには最適な機械と言えるであろう。ロボットの活躍はまだ先である。

筆界点到境界標が設置されている状況は市街化が進む地域において、その状況も比例して複雑になる。人が住むところには家があり、塀があり、物置があり、状況は様々である。狭いところではGNSSの電波は受信できない。UAVでは屋根が邪魔して見えない。3Dスキャナでは暗いところの目標が判別できない。

このような状況下では自動化は難しい。まだまだアナログが必要である。そこで活躍するのがマイクロ錘球である。地価の高い市街地ではピンボールの気泡管では正確な垂直を示せない。そこで重力を利用した錘球で方向（水平角）を視準する。そしてそこにプリズムをあてる。筆界点を正確に測りたいと思っている土地家屋調査士の極みの一部である。

直接錘球を視準するのよし。細いのでオフセットや見通しには特に有効である。

利用方法は様々である。精度区分甲1とは言わず、甲0を目指しては如何か？



見本

従来の錘球（下げ振り）だと壁に当たるときつり下げる事が出来る

どうやって測る！？いつも悩む

狭い！！



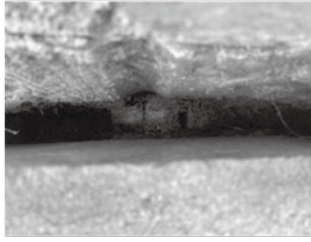
下に潜ってみると境界標が…！！



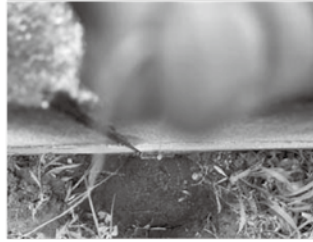
マイクロ錘球を使ってオフセットにより筆界点を塀の上に明示。ロボットには出来ません。



狭い隙間でも下げられて測れる
神調マイクロ錘球



塀の下の土の中に境界標が少しだけ
コンニチハしてる時とか…



オフセットの見通しに
神調マイクロ錘球



新入会員紹介

(R04.02.21 入会～)



横浜北支部
登録番号 3176
カワベ ヨシノリ
河部 良範



相模原支部
登録番号 3182
サカモト ヨウスケ
坂元 陽介



横須賀支部
登録番号 3177
ササキ ハジメ
佐々木 肇



大和支部
登録番号 3183
サワイ タダノリ
澤井 正徳



相模原支部
登録番号 3178
コバヤシ ヨウスケ
小林 洋介



県西支部
登録番号 3184
スギモト アキカズ
杉本 章一



横浜北支部
登録番号 3179
ヤノ コウダイ
矢野 紘大



大和支部
登録番号 3185
ミス ミサト
深須 美里



湘南第二支部
登録番号 3180
ハシモト ケン
橋本 健



川崎支部
登録番号 3186
フジヌマ ノリユキ
藤沼 紀行



湘南第一支部
登録番号 3181
キタムラ シュンスケ
北村 駿介



湘南第一支部
登録番号 3187
ワカバヤシ ソウイチロウ
若林 聡一朗



川崎支部
登録番号 3188
スガワラ ヨウスケ
菅原 陽介



横浜南支部
登録番号 3194
カワモト ミナコ
川本 美奈子



湘南第一支部
登録番号 3189
イケダ ケイシロウ
池田 敬志郎



湘南第一支部
登録番号 3195
ヤマモト タツミ
山本 竜海



横浜中支部
登録番号 3190
カジワラ ヒロユキ
梶原 宏之



横須賀支部
登録番号 3196
イワイ ユウスケ
岩井 佑介



横浜東支部
登録番号 3191
アライ ミズキ
新井 瑞稀



川崎支部
登録番号 3197
マガタ タカユキ
間賀田 貴之



横須賀支部
登録番号 3192
タカハシ カズオ
高橋 一雄



大和支部
登録番号 3198
シモブセ コウスケ
下伏 幸輔



横浜中支部
登録番号 3193
タチキ トシヒコ
立木 俊彦



横浜中支部
登録番号 3199
ヌマタ ナオユキ
沼田 直之



湘南第一支部
登録番号 3200
カメヤマ ケン
亀山 健



退会会員一覧 (R3.12.20 退会～)

横浜中支部	1731	工藤 伸一	R03.12.20	業務廃止
相模原支部	2685	山田 興蔵	R03.12.24	一時休業
横浜南支部	2248	福岡 勇雄	R03.12.28	業務廃止
湘南第二支部	2309	加藤 幸雄	R03.12.31	業務廃止
相模原支部	2358	草野 太朗	R03.12.31	業務廃止
横浜南支部	1745	小泉 勇助	R04.01.26	死亡退会
横浜中支部	3152	柳下 文平	R04.01.31	業務廃止
相模原支部	2679	小橋 雄樹	R04.02.24	業務廃止
横浜東支部	3116	向堀 智恵美	R04.03.31	一時休業
横浜中支部	3150	岩井 佑介	R04.03.31	業務廃止
横浜中支部	3044	鈴木 信市	R04.04.11	業務廃止
湘南第一支部	3134	幡多 聡	R04.04.20	他会転出 (愛知会)
横浜東支部	3073	金子 顕	R04.04.28	一時休業
横浜東支部	3141	小島 アレクサンダー幸司	R04.04.30	一時休業
横浜東支部	2768	徳中 寛	R04.05.24	死亡退会
横浜南支部	1310	小泉 征支	R04.05.30	業務廃止
横浜東支部	1441	村瀬 計次	R04.06.23	業務廃止
横浜北支部	2651	増井 大助	R04.06.27	一時休業
横浜中支部	1945	飯田 吉信	R04.07.06	業務廃止
横浜東支部	3090	柏木 恭裕	R04.07.11	他会転出 (東京会)
県央支部	2536	二見 誠	R04.07.12	死亡退会
湘南第二支部	2512	中尾 英之	R04.07.31	業務廃止
県西支部	2576	島津 隆一	R04.08.18	死亡退会
湘南第一支部	3195	山本 竜海	R04.08.24	一時休業
横須賀支部	2742	木村 俊一	R04.09.17	死亡退会
横浜北支部	3148	尼子 伸一	R04.09.20	他会転出 (東京会)
川崎支部	1250	古家 清彦	R04.09.30	業務廃止
横浜中支部	3112	乙守 大樹	R04.09.30	業務廃止
川崎支部	2835	東野 圭二	R04.10.06	業務廃止
川崎支部	2276	四元 忠幸	R04.10.13	業務廃止
県西支部	2365	松井 弘	R04.10.31	業務廃止
川崎支部	2145	濱田 博	R04.11.02	業務廃止
湘南第一支部	2477	中村 和夫	R04.11.30	業務廃止

リーフレット「境界立会のお願い」をご自由に 会員の広場より取得できるようになりました!

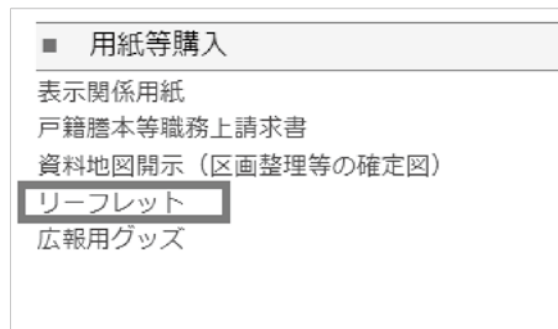
今まで有償による頒布（100部 800円）としておりましたが、今後はご自由に無料で会員の広場よりダウンロードしていただけるようになりました。（今後は有償による頒布はいたしません。）
これを機にぜひご活用下さい！

【リーフレット表紙】



【掲載場所】

本会ホームページ>会員の広場>用紙等購入
>リーフレット



広報キャラクター「知識くん」



広報部より
お知らせデス。

編 集 後 記

昨年の定時総会では予期せぬ不幸な出来事がありました。彼とは1年と短い間でしたが、共に支部推薦理事として広報部で活動を行いました。コロナウイルスの関係もあり、あまり飲食を共にする機会も少なかったですが、年齢も近く又、商圏も比較的近かったこともあり色々な情報交換などもしていました、とても実直で責任感の強い人でありました。

入院し暫くして意識を取り戻し、リハビリが出来るくらいまで回復したと聞いていたのですが、これからというときに急逝を聞き大変驚きました。何事もなかったらこの会報誌「神調報」の編集なども一緒に行っていたのですが。

心よりご冥福をお祈りします。

(稲葉 健太郎)

「都合のいい大義名分（かいしゃく）で、争いを仕掛けて、裸の王様が牛耳る世は…、20

世紀で懲りたはずでしょう？、燻る火種が燃え上がるだけ。」

サザンの楽曲ピースとハイライトの歌詞の一部ですが、今現在も感染した？王様がいますが、早く彼にワクチンを打ってあげて。穏やかな新年となりますように。

(小笠原 裕)

今年の4月から賃金をデジタルマネーで支払う制度が解禁されるそうです。クレジットカードは普段から使いますが、ペイペイなどのデジタル物には慣れておらず、導入が面倒で今までこの類のモノは全く使っていませんでした。しかし、今年からは一念発起！世の動きに合わせて私もデジタルマネーを解禁しようと思います！多分…きっと…。

(金子 力也)

広報担当副会長	小 笠 原 裕	
広 報 部 長	稲 葉 健 太 郎	
広 報 部 次 長	金 子 力 也	
支 部 広 報 員	菅 原 大 悟	三 浦 錦 吾
	島 山 主	筒 井 淳
	浦 野 哲 也	中 川 裕 久
	齊 藤 嘉 一	川 平 将 志
	片 山 稔	遠 藤 篤
	佐 野 陽 平	青 木 一 高

発 行 神奈川県土地家屋調査士会
横浜市西区楠町18番地
TEL (045) 312-1177(代)
FAX (045) 312-1277
E-mail
info@kanagawa-chousashi.or.jp

発行者 神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃

印刷所 株 式 会 社 コ ン パ ス
厚 木 市 小 野 6 0 3 - 1
TEL (046) 250-1005